

差別の解消、権利擁護の推進及 資料 2 虐待の防止

1 施策の方向性

障害の有無によって分け隔てられることなく、誰もが自分らしく生き生きと暮らせる共生社会の実現のためには、市民が障害及び障害のある人についての理解を深め、障害を理由とする差別の解消を推進していく必要があります。

障害者基本法第4条において、障害を理由とする差別や権利侵害の行為の禁止とともに合理的配慮の提供が求められており、その理念を具体化した障害者差別解消法に基づき、障害のある人に対する差別の解消に向けた取組みを行います。

まずは、市の職員が障害及び障害のある人に対する理解を深めることで、窓口等における合理的配慮を推進していきます。行政が合理的配慮を率先して行っていくことが社会全体での差別の解消の推進につながります。

さらに、事業者による合理的配慮の提供の義務化に伴い、事業者や市民へ啓発活動を行います。

また、障害のある人に対する虐待は、個人の尊厳を害するものであり、障害のある人の自立及び社会参加のためには、虐待を防止することが極めて重要です。

令和8年4月に開設したこども家庭センターや、同年7月に開設した児童相談所とも協力し、障害者虐待防止法や児童虐待防止法に基づき、障害のある人に対する虐待を防止するとともに、障害のある人の自立及び社会参加を支援し、必要な保護を行います。

これらに加えて、財産上の不当取引による被害の防止及び救済を図るためにも、成年後見制度の利用を促進するなど、権利擁護を推進する必要があります。

共生社会を目指すためには、すべての市民が、障害及び障害のある人について正しい理解と認識を持つことが重要です。そのために、さまざまな機会をとらえて、広報・啓発を行うとともに、子供のころから障害のある人となない人との交流を促進していく必要があります。

そのため、次の課題に沿って、必要な施策を推進します。

- (1) 障害を理由とする差別の解消
- (2) 権利擁護の推進及び虐待の防止
- (3) 行政等における配慮の充実
- (4) 理解の促進、広報・啓発活動の推進

2. 主要課題と取組内容

(1) 障害を理由とする差別の解消

1 船橋市障害者差別解消支援地域協議会での取り組み

(1) 障害を理由とする差別の解消

現状

- 1 平成29年5月から、障害者差別解消法に基づく船橋市障害者差別解消支援地域協議会を設置し、障害のある人に対する差別に係る相談事例の共有や意見交換を行っています。
また、市内小学生の公募により障害者理解啓発ポスターを作成し、市内小中学校や市施設へ掲示しています。

2 障害者差別解消法の一部を改正する法律を踏まえての取り組み

(1) 障害を理由とする差別の解消

現状

- 1 令和6年4月1日に障害者差別解消法の改正されたことに伴い、市職員だけでなく、事業者に対し「合理的配慮の提供」や「不当な差別的取扱いの禁止」についての理解啓発を行っています。

(2) 権利擁護の推進及び虐待の防止

1 権利擁護体制の検討

(2) 権利擁護の推進及び虐待の防止

現状

- 1 船橋市自立支援協議会の権利擁護部会及び船橋市障害者差別解消支援地域協議会において、権利擁護体制の検討を行っています。

2 障害者虐待防止ネットワークによる権利擁護の推進

(2) 権利擁護の推進及び虐待の防止

現状

- 1 船橋市自立支援協議会、船橋市障害者虐待防止対応連絡会議、個別ケース会議の3階層の虐待防止ネットワークを構築することにより、障害のある人に対する虐待防止のための関係機関との連携協力を図っています。

取組内容

担当課

- Ⅰ 船橋市障害者差別解消支援地域協議会において、事例を共有するとともに、障害及び障害のある人への理解を促進するための啓発活動について議論し、障害者差別の解消を推進します。

障害福祉課

取組内容

担当課

- Ⅰ 市職員への理解啓発について、定期的に研修を実施します。
商工会議所に国の啓発パンフレットを配架するなど、事業者に対して理解啓発を行っています。

障害福祉課

取組内容

担当課

- Ⅰ 船橋市自立支援協議会の権利擁護部会及び船橋市障害者差別解消支援地域協議会において、権利擁護体制に関する課題を共有するとともに、差別の解消及び権利擁護の推進を図りま

障害福祉課

取組内容

担当課

- Ⅰ 船橋市障害者虐待防止対応連絡会議において、障害のある人に対する虐待の問題解決を図っていくとともに、船橋市自立支援協議会に虐待防止対応における審議状況を報告し、障害者虐待に関する課題共有を図ります。

障害福祉課

3 高齢者・児童虐待防止部門との連携の推進

(2) 権利擁護の推進及び虐待の防止

現状

- 1 障害のある人に対する虐待防止のため、高齢者・児童の虐待防止部門との連携を図っています。

4 船橋市障害者虐待防止センターによる権利擁護の推進

(2) 権利擁護の推進及び虐待の防止

現状

- 1 船橋市障害者虐待防止センターにおいて、虐待に関する通報の受付・相談を行うことにより、障害のある人に対する虐待の早期発見・予防に取り組んでいます。

5 成年後見制度の利用の推進

(2) 権利擁護の推進及び虐待の防止

現状

- 1 船橋市成年後見制度利用促進基本計画に基づき、制度の適切な利用促進を図るため、権利擁護支援の地域連携ネットワーク及び中核機関の整備を行っています。
- 2 必要となる費用を負担することが困難である人に対し、成年後見人等の報酬等の全部または一部を助成することにより成年後見制度の利用を推進しています。
- 3 船橋市障害者成年後見支援センターにおいて、障害のある人の法人後見等の受託や、障害のある人及びその家族に対して成年後見制度を利用するにあたっての電話相談等を行うことにより成年後見制度の利用を推進しています。(再掲)
- 4 成年後見、保佐及び補助の業務を行うことができる人材を育成するために講座を開催し、市民後見人の養成を行っています。

6 ふなばし高齢者等権利擁護センター「ぱれっと」の利用の推進

(2) 権利擁護の推進及び虐待の防止

現状

- 1 船橋市社会福祉協議会が設置しているふなばし高齢者等権利擁護センター「ぱれっと」において、判断能力が十分でない人に対し、福祉サービスの利用援助、日常的な金銭管理などの日常生活自立支援事業を行っており、その利用について周知を図っています。

取組内容

担当課

- 1 高齢者・児童の虐待防止部門と情報交換を含めた連携を図ることにより、障害のある人に対する虐待防止や必要な支援を推進します。
障害福祉課、療育支援課、保健総務課、地域包括ケア推進課、児童相談所

取組内容

担当課

- 1 船橋市障害者虐待防止センターにおいて、虐待の通報の受付・相談を行うとともに、障害者虐待防止のための啓発活動を行うことにより障害のある人に対する虐待の早期発見・未然防止の取組みを推進します。

障害福祉課

取組内容

担当課

- 1 権利擁護支援における課題整理、中核機関における体制整備を行い、成年後見制度の適切な利用を推進します。
地域包括ケア推進課
- 2 障害のある人やその介護者の高齢化等により、成年後見制度の利用の必要性が高まっていることを踏まえ、成年後見人等の報酬等の費用の助成を行い、成年後見制度の利用を推進します。
保健総務課、障害福祉課
- 3 船橋市障害者成年後見支援センターにおいて、成年後見制度に関する電話相談等を行うとともに、市からの依頼に応じて法人後見等の受託を行い、権利擁護支援に向けた適切な成年後見制度の利用を促進します。
保健総務課、障害福祉課
- 4 市民後見人の養成を行うことにより、成年後見制度の利用を推進します。

障害福祉課

取組内容

担当課

- 1 ふなばし高齢者等権利擁護センター「ぱれっと」が実施している日常生活自立支援事業を周知し、利用を推進します。

地域福祉課、地域包括ケア推進課

(3) 行政等における配慮の充実

1 障害及び障害のある人への市職員の理解促進

(3) 行政等における配慮の充実

現状

- 1 平成28年に「障害を理由とする差別の解消の推進に関する船橋市職員対応要領」を策定し、市職員が障害のある人への差別の解消に向けて取り組んでいます。
また、市職員に障害者差別解消法についての研修を実施し、障害及び障害のある人への理解促進を図っています。
- 2 新規採用職員研修のカリキュラムに人権についての講義及び障害のある方からの講話の機会を設けております。
また、若手職員向けに車椅子や視覚障害者体験の実施等を通じて、職員に障害及び障害のある人への理解促進を図っています。

2 窓口等における合理的配慮の推進

(3) 行政等における配慮の充実

現状

- 1 窓口等で支援を必要としている障害のある人に対して、障害特性に応じた支援を行っています。また、各課に情報提供を行い、合理的配慮の提供に努めています。

3 選挙における障害のある人への配慮の推進

(3) 行政等における配慮の充実

現状

- 1 投票所のバリアフリーやコミュニケーションボードの配置など投票環境の改善と障害のある人への配慮に努めています。

4 市議会の傍聴等における障害のある人への配慮の推進

(3) 行政等における配慮の充実

現状

- 1 本会議場傍聴席に車椅子専用席を設置しています。また、補聴器誘導システムの設置や手話通訳者の派遣を行っています。
その他、本会議のインターネット中継時に、音声認識アプリを利用した字幕の配信を行っています。
障害児支援分野のICT導入モデル事業補助金を交付し、業務効率化及び職員の業務負担軽減を支援しています。

取組内容

担当課

- 1 障害及び障害のある人への理解を図り、合理的配慮を適切に行うため、全庁的な取組みを行います。

障害福祉課

- 2 職員研修を通じて障害及び障害のある人への理解促進を図ります。

人事課

取組内容

担当課

- 1 窓口等で支援を必要としている障害のある人に対して、障害特性に応じた支援を行います。また、各課に情報提供を行い、合理的配慮の提供を推進します。

障害福祉課

取組内容

担当課

- 1 投票環境のさらなる向上及び障害のある人への配慮ある対応を図ります。

選挙管理委員会事務局

取組内容

担当課

- 1 市議会の傍聴等における障害のある人への配慮を推進します。

総務調査課、議事課

(4) 理解の促進、広報・啓発活動の推進

1 心のバリアフリーの推進

(4) 理解の促進、広報・啓発活動の推進

現状

- 1 各学校において、人権教育、道徳教育、総合的な学習の時間などをおして、心のバリアフリーについて、啓発を行っています。
また、各種講演会等を開催し、障害と障害のある人に関する理解促進を図っています。

2 広報媒体などによる推進

(4) 理解の促進、広報・啓発活動の推進

現状

- 1 障害者週間の時期にあわせて、広報ふなばし1面に障害及び障害のある人に対する理解促進のための特集記事を掲載しています。

3 精神障害者に対する理解の促進

(4) 理解の促進、広報・啓発活動の推進

現状

- 1 心の健康セミナーや心のサポーター養成研修を開催するほか、啓発用の小冊子を年1回発行し、精神障害や精神障害のある方に関する理解の促進や精神保健福祉に関する正しい知識の普及啓発に努めています。
また、地域での支援関係者や家族を対象とした講演会等を開催しています。

4 障害者週間記念事業の実施

(4) 理解の促進、広報・啓発活動の推進

現状

- 1 12月3日から9日の障害者週間の行事として、障害のある人の作品展やステージ公演などを盛り込んだ障害者週間記念事業を開催し、障害及び障害のある人への理解の促進を図っています。

5 交流保育の推進

(4) 理解の促進、広報・啓発活動の推進

現状

- 1 「船橋市交流保育実施要領」に基づき、療育施設に通所する児童と公立保育園に在籍する児童が地域の中でともに育ちあうことを目的とした、公立保育園と療育施設との交流保育を行っています。

取組内容

担当課

- 1 心のバリアフリーの推進のため、地域において学習の機会を設けるとともに、各種のイベント等を通じて、市民の理解を深めます。

障害福祉課、保健総務課、療育支援課、指導課、公民館

取組内容

担当課

- 1 掲載内容について創意工夫するとともに、市のホームページ等を活用し、障害のある人への理解促進を図ります。

障害福祉課、広報課

取組内容

担当課

- 1 精神障害や精神障害のある方に関する理解促進のため、心の健康セミナーや心のサポーター養成研修を開催しています。
精神保健福祉に関する正しい知識の普及啓発のため、精神保健福祉に関する情報を掲載した小冊子を年1回発行しています。
地域での支援関係者や家族を対象とした講演会等を開催しています。

保健総務課

取組内容

担当課

- 1 障害者週間記念事業を開催に際し、イベントや作品展等内容の充実を検討するなど、障害及び障害のある人への理解の促進を図ります。

障害福祉課

取組内容

担当課

- 1 療育施設に通所する児童が、公立保育園で定期的に行っている地域交流事業へ参加する形で交流保育を行います。

保育運営課

6 地域交流の推進

(4) 理解の促進、広報・啓発活動の推進

現状

- 1 障害者就労支援施設等が行う生産物販売や公園清掃、障害福祉施設等で行われる行事等を通じ、地域交流を行っています。

7 特別支援教育振興大会の開催

(4) 理解の促進、広報・啓発活動の推進

現状

- 1 特別支援教育推進大会として、合同作品展、合同発表会、教育講演会を開催しています。

8 障害福祉施設等との連携

(4) 理解の促進、広報・啓発活動の推進

現状

- 1 船橋市障害福祉施設連絡協議会や船橋障がい者地域福祉連絡会の会議に出席するなど障害福祉施設などとの連携を図っています。

9 学校教育における福祉教育の推進

(4) 理解の促進、広報・啓発活動の推進

現状

- 1 総合的な学習の時間に福祉の内容を取り上げ、福祉教育に対する理解を深めています。また、特別支援学校に在籍する児童生徒が居住地の小中学校の特別支援学級や通常の学級との交流を行っています。

10 生涯学習における福祉教育の推進

(4) 理解の促進、広報・啓発活動の推進

現状

- 1 まちづくり出前講座や身体障害者福祉センターの福祉体験講座の実施により障害及び障害のある人への理解の促進を図っています。

取組内容

担当課

- Ⅰ 地域交流活動を推進するとともに、交流推進のための広報活動も推進します。

障害福祉課

取組内容

担当課

- Ⅰ 特別支援教育推進大会を開催することにより障害及び障害のある人の理解の促進を図ります。
総合教育センター

取組内容

担当課

- Ⅰ 意見交換や要望を受けるとともに、行政の政策や方針を積極的に発信していくことで連携を深めます。

障害福祉課

取組内容

担当課

- Ⅰ 総合的な学習や特別活動の時間において福祉教育の内容を取り上げるほか、体育行事や文化行事において交流の場を設けます。

指導課、総合教育センター

取組内容

担当課

- Ⅰ 市民を対象としたまちづくり出前講座や福祉体験講座を実施するとともに、小学生を対象とした福祉体験講座を実施することで、障害及び障害のある人のさらなる理解の促進を図ります。
障害福祉課、社会教育課

11 身体障害者補助犬の啓発

(4) 理解の促進、広報・啓発活動の推進

現状

- 1 身体障害者の円滑な社会活動を推進するため、身体障害者補助犬法の啓発を行い、制度に対する理解と浸透を図っています。

12 ボランティアの養成、登録の推進

(4) 理解の促進、広報・啓発活動の推進

現状

- 1 身体障害者福祉センターの福祉体験講座や、ふなばし市民大学校のボランティア入門学科の講座によるほか、船橋市社会福祉協議会や船橋市精神保健福祉推進協議会とも連携してボランティア養成講座を開催するなど、ボランティア養成の支援を行い、ボランティアセンターへのボランティア登録を推進しています。

13 ボランティア活動の支援

(4) 理解の促進、広報・啓発活動の推進

現状

- 1 市民活動サポートセンターにて利用登録団体に打合せスペースの提供や情報発信の支援をしています。また市民公益活動公募型支援事業やボランティア団体等と協力して事業を行っているほか、ボランティア活動に対しての支援を行っています。

14 障害福祉団体への支援

(4) 理解の促進、広報・啓発活動の推進

現状

- 1 障害のある人の社会参加や社会的自立の促進を図るため、障害のある人の地域社会への参加や福祉の向上に寄与している、障害福祉団体が実施する事業を支援するとともに、活動に要する事業費の一部を助成しています。

15 障害のある人に関するマーク等の普及及び理解促進

(4) 理解の促進、広報・啓発活動の推進

現状

- 1 障害者団体等が作成する障害のある人に関するマーク等について、普及及び理解の促進を図っています。

取組内容

担当課

- Ⅰ 広報ふなばしや障害福祉のしおり、障害者週間記念事業での身体障害者補助犬の実演などを通じ、身体障害者補助犬に対する理解と浸透を図ります。

障害福祉課

取組内容

担当課

- Ⅰ 福祉体験講座、点字講習会や手話講習会等を実施するなどボランティアの養成を図り、関係機関と連携し、ボランティア養成の支援を行います。
また、ボランティア活動を推進するため、ボランティア登録を推進するとともに、ボランティア希望者とボランティア派遣先との調整を行います。

障害福祉課、保健総務課、地域福祉課、社会教育課、公民館

取組内容

担当課

- Ⅰ 市民活動サポートセンターにおいてボランティア活動を支援するほか、ボランティア団体等と協力しての事業の実施や、ボランティア活動に対しての支援を行います。

市民協働課、保健総務課、地域福祉課

取組内容

担当課

- Ⅰ 障害福祉団体の活動に要する事業費の一部を助成するなど支援を行い、障害のある人の社会参加及び社会的自立の促進を図ります。

障害福祉課

取組内容

担当課

- Ⅰ 障害のある人に関するマーク等について、普及及び理解の促進を図ります。

障害福祉課

16 手話に関する理解と関心の増進

(4) 理解の促進、広報・啓発活動の推進

現状

- 1 市のホームページやデジタルサイネージを活用し、9月23日の「手話言語の国際デー」「手話の日」に合わせて、手話に関する情報発信を行いました。

取組内容

担当課

- 1 市のホームページやデジタルサイネージ、広報ふなばしを活用し、9月23日の「手話言語の国際デー」「手話の日」に合わせて情報発信を行っていくことで、手話に関する理解と関心の増進を図ります。

障害福祉課